

事 調 第 1266 号
令和 3 年(2021 年) 1 月 14 日

各（総合）振興局産業振興部長様

農政部農村振興局事業調整課長

営繕工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について

農政部が発注する営繕工事の工期については、工期の設定に関する発注者の責務等を定めた品確法等の主旨を踏まえ、土曜日、日曜日、祝休日等を工事期間中の休業日として確保するなど適切な設定に努めているところですが、建設業界においては、担い手不足が懸念され、将来を担う技術者確保が重要な課題となり、入職しやすい環境づくりに向けた建設現場における「働き方改革」が求められているところです。

のことから、休日を確保できる環境整備を推進するため、営繕工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行を、積算基準日が令和 3 年(2021 年) 3 月 1 日以降の工事から実施することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

- 1 営繕工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領
- 2 営繕工事における週休 2 日の取得に要する費用の積算方法等の運用
- 3 営繕工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行に係る質疑応答

（
　　調整係
　　設計積算係
）

営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領

1 目的

農政部が発注する営繕工事の工期については、工期の設定に関する発注者の責務等を定めた品確法等の主旨を踏まえ、土曜日、日曜日、祝休日等を工事期間中の休業日として確保するなど適切な設定に努めているところですが、建設業界においては、担い手不足が懸念され、将来を担う技術者確保が重要な課題となり、入職しやすい環境づくりに向けた建設現場における「働き方改革」が求められているところです。

のことから、休日を確保できる環境整備を推進するため、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行を、積算基準日が令和3年（2021年）3月1日以降の工事から実施し、週休2日による施工の実施方法等について定める。

2 対象工事

建築工事等価格積算要領を適用する工事を対象とする。ただし、災害復旧工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

3 用語の定義

1) 週休2日

「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

2) 対象期間

「対象期間」とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

3) 現場閉所

「現場閉所」とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

4) 4週8休以上

「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 実施方法

- 1) 発注者は、土地改良事業等工期設定要領（平成29年12月14日付事調第823号）を踏まえた工期設定を行うものとする。
- 2) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に週休2日の実施計画書^{※1}を作成し、工事監督員へ提出すること。
- 3) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間^{※2}や余裕ある工事期間は除く）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。

※1：実施計画書は別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※2：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。

5 実施確認

- 1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※3}すること。
 - 2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※4}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料による確認を行うこと。
- ※3：報告は、旬毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合においては、別記様式1（※1）によることもできる。
- ※4：報告を受けた工事旬報または別記様式1（※1）による。

なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

6 積算方法

1) 補正方法

4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）
1. 05
- ② 4週7休以上（現場閉所率25.0%（7日／28日）以上28.5%未満）
1. 03
- ③ 4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25.0%未満）
1. 01

2) 積算及び変更方法

現場閉所の状況を確認後、1)補正方法の①から③までの現場閉所の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第18条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

7 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について

- 1) 入札公告及び入札説明書に「10 記載例」の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。
- 2) 特記仕様書に「10 記載例」を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

8 実施の留意事項

- 1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えできるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所と認めるものとする。
- 2) 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、工事監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

- 3) 週休2日の履行確認については事務手続きの関係上、工事完成日の20日前^{※5}までに実施状況^{※6}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。

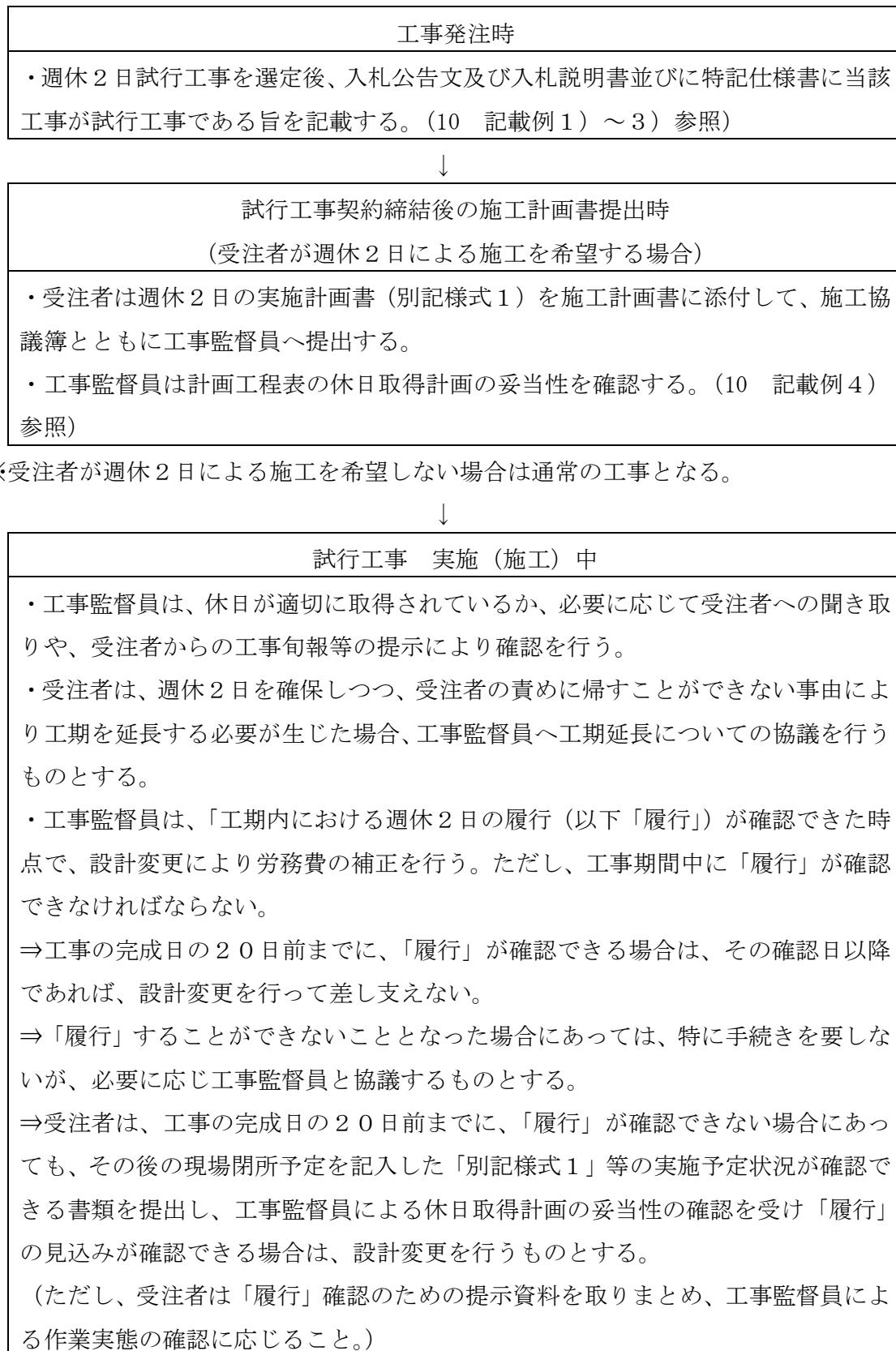
また、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

- 4) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。
- 5) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。
- 6) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

※5：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

※6：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1の実施欄によるものとする。

9 実施フロー



10 記載例

1) 入札公告記載例

1 入札に付する事項

(6)「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事

この工事は、週休2日を実施した場合に對象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。

2) 入札説明書記載例

2 入札に付する事項

(6)「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事

この工事は、週休2日を実施した場合に對象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。

《総合評価方式による落札者を決定する場合》

「総合評価の方法」に以下を記載する。

総合評価落札方式においては、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。

3) 特記仕様書記載例

○週休2日を実施した場合に對象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書

1 週休2日による施工

1) 本工事は、「週休2日を実施した場合に對象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。

2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として

12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。
- ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ア 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書を作成し工事監督員へ提出すること。
- イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告（工事旬報等による）すること。
- ウ 受注者は、週休2日の実施状況について、工事監督員が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、協力するものとする。
- 4) 週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費を補正し設計変更を行うものとする。
- なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。
- ア 現場の閉所状況
- ① 4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
- ③ 4週6休以上
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合
- イ 補正の方法
- 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し請負代金を変更する。
- なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手時に受注者が週休2日の取組を希望しないものについては、変更の対象としない。
- 5) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

4) 工事施工協議簿

工事施工協議簿

指示 協議	承諾 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人
		署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示(改善) 改造請求及び 破壊検査等 指示	協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人
		署名等									

工事名		○○○ ○○地区 ○工区				協議簿通し番号	●	
業者名		○○建設						
当該協議月日		令和 年 月 日		前回協議月日		令和 年 月 日		
協議事項	記載者	内容						
●	現場代理人	週休2日の実施について						
		例)						
		本工区において、週休2日による施工を希望します。						
		週休2日の計画工程表を提出します。						
合意事項	工事監督員							
○	○	例)						
		(確認をして) 実施計画書の内容が適正と認められるため、了解します。						
		週休2日による施工を実施してください。						
		以後、実施状況について工事旬報等の提出書類にて確認を行います。						
		最終的な実施確認について、別記様式1を提出してください。						

営繕工事における週休2日の取得に要する費用の積算方法等の運用

1 目的

「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領」（以下「要領」という。）に定めのない事項として、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の積算方法等の運用を定める。

2 工事費の積算方法

週休2日実施工事において、現場閉所の状況に応じて「3 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

3 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に要領の補正係数を乗じて補正する。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

2) 市場単価等

市場単価は、要領の補正係数に基づき算出された以下の表A、表E及び表Mの補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

【改修の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表A 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シリング)		1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
タイル工事		1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びとい		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具(ガラス)		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シリング)		1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事		1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	アルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	アルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
電動機その他接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21